

# 大阪府クラブバレーボール連盟規約

## 第1章 名 称

第1条 本連盟は大阪府クラブバレーボール連盟(略称クラブ連)「Osaka Club Volleyball Federation(略称O. C. V. F)(以下本連盟と称す。)」と称す。

## 第2章 目 的

第2条 本連盟は大阪府内におけるクラブチームのバレーボール競技の総括機関として、バレーボールの普及・発展を図るとともに相互の親睦及び技術の向上に寄与することを目的とする。

2 本連盟は大阪府バレーボール協会、近畿クラブバレーボール連盟、日本クラブバレーボール連盟、財団法人日本バレーボール協会の加盟団体として、これに協力することを目的とする。

## 第3章 組 織

第3条 本連盟は大阪府下のクラブ・バレーボールチームをもって組織する。

第4条 本連盟は事務所(局)を大阪府内に置き、必要に応じて府下に支部を置く。

## 第4章 事 業

第5条 本連盟は第2条第1項に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 競技会の開催
2. 講習会及び研修会の開催
3. 審判員、指導員の育成及び役員の派遣
4. 加盟チーム相互間の親善試合の斡旋
5. 第2条第2項に掲げる団体の行う事業への協力
6. その他必要な一切の事業

第6条 本連盟の事業年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第5章 役 員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- |         |     |         |     |           |     |
|---------|-----|---------|-----|-----------|-----|
| 1. 会 長  | 1名  | 2. 副会長  | 若干名 | 3. 顧 問    | 若干名 |
| 4. 参 与  | 若干名 | 5. 理事長  | 1名  | 6. 副理事長   | 若干名 |
| 7. 常任理事 | 若干名 | 8. 総務部長 | 1名  | 9. 競技運営部長 | 1名  |
| 10. 理 事 | 若干名 | 11. 委 員 | 若干名 | 12. 監 事   | 2名  |

2 総会の承認を得て、本連盟に次の役員を置くことができる。

1. 名誉会長 1名
2. 名誉副会長 若干名
3. 相談役 若干名

第8条 会長は、総会において推薦する。

- 2 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。なお、会員総会の議長となる。
- 3 会長は、会長就任と同時に理事となる。

第9条 副会長は総会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 副会長は、副会長就任と同時に理事となる。
- 第 10 条 理事長は、常任理事の中から理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 理事長は、本連盟の常務を処理執行する。
- 第 11 条 副理事長は、常任理事の中から理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 12 条 常任理事は理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 常任理事は、本連盟の常務を処理する。
- 第 13 条 理事は総会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 理事は、本連盟の一般事項を協議執行する。
- 第 14 条 監事は理事会が本連盟役員以外の者から推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 監事は、会計を監査する。
- 第 15 条 委員は理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 2 委員は、所属委員会の業務を処理する。
- 第 16 条 名誉会長・名誉副会長・相談役・顧問・参与は、本連盟の運営や活動に功労の認められる者又は学識経験者の中から理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 第 17 条 会長は、相談役に本連盟の運営や活動に関して、意見を求めることができる。
- 第 18 条 顧問は、会長の諮問機関とする。
- 第 19 条 参与は、常任理事会の諮問機関とする。
- 第 20 条 相談役・顧問・参与及び監事は、必要に応じ、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 21 条 役員(名誉会長・名誉副会長・相談役・顧問・参与を除く)の任期は、2年間とし、留任を妨げない。欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 会 議

- 第 22 条 本連盟に次の会議を置く。
1. 総 会            2. 理 事 会            3. 常 任 理 事 会  
4. 企画委員会        5. 競技運営委員会        6. 委 員 会
- 第 23 条 総会は、本連盟の基本方針を審議決定する。総会は、毎年1回開催する。
- 第 24 条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、必要に応じ、理事長が召集する。
- 2 常任理事会は、理事会の協議に基づき一般の常務を処理する。
- 第 25 条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成し、会長が召集する。ただし、会長は3分の1以上の理事の要請があったときは、理事会を召集しなければならない。
- 第 26 条 企画委員会、競技運営委員会は、運営規程に基づき、本連盟の運営に必要な事項について審議する。
- 第 27 条 委員会に関する事項は、別に定める。
- 第 28 条 緊急やむを得ぬ場合であつて、総会が成立しないか、或いは会長が総会の召集を不可

能であると認められた場合には、たとえ総会の権限に属する事項であっても、理事会が審議決定することができる。ただし、この場合には次期総会において、その承認を受けねばならない。

第 29 条 総ての会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

2 総ての会議は、その出席構成員の過半数の決議による。

3 賛否同数の場合には、議長がこれを決する。

4 文書による構成員の賛否は、会議の議決とみなす。

5 役員会の議長は、召集者がこれに当たる。

#### 第7章 登 録

第 30 条 本連盟加盟チームは、本連盟に登録しなければならない。なお、本連盟加盟チームは、大阪府バレーボール協会並びに日本バレーボール協会、日本クラブバレーボール連盟の登録チームとなる。

2 登録規定は、大阪府バレーボール協会制度のそれに準ずる。

#### 第8章 職 員

第 31 条 本連盟に有給職員若干名を置くことができる。

第 32 条 会長は職員を任免し、その給与額を決定する。

#### 第9章 会 費

第 33 条 本連盟の活動に必要な経費は、加盟チームの会費及びその他の収入をもって、これに充てる。

第 34 条 会費の金額は、毎年総会において定める。

第 35 条 本連盟の会計決算は、毎年度終了後、監事の監査を経たうえ、総会の承認を得なければならない。

第 36 条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

#### 第10章 附 則

第 37 条 本規約の改正は、総会において3分の2以上の同意を得なければならない。

第 38 条 本規約は、昭和52年4月1日から実施する。

(平成 5年4月14日一部改正)

(平成 8年3月15日一部改正)

(平成 9年3月 7日一部改正)

(平成13年3月 6日一部改正)

(平成15年3月 5日一部改正)

(平成19年3月10日一部改正)

(平成20年3月13日一部改正)

(平成24年3月 9日一部改正)